

令和6年度 高浜町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当町は福井県の最西部に位置し、農業は青葉山の麓に広がる中山間農業地帯で営まれており、青郷・内浦地区は特定農山村法指定地域となっている。

当町の農地面積は約500ha、1戸当たりの平均経営面積は約40aと小規模で、ほとんどの農地が中山間地域であることや、1区画の圃場が小さいなど問題が挙げられる。

農家の大部分は稲作栽培を中心とした兼業農家（飯米農家）が占めており、今後は作業委託の増加に伴うオペレーターの育成・確保、地域の新たな担い手の確保が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業の発展のため、食料用水稲だけでなく、麦・そば・高収益作物（野菜）等の転換作物を導入し、不作付地をなくし効率的な農業を推進する。

また、排水対策などの収量向上の取組を推進し、農業者の所得向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

高齢化や1区画あたりの圃場が小さく農業用機械が入れにくいことから、農家数が年々減少傾向である。そのため、担い手農家の育成・確保や、農地の集積・集約化・基盤整備等の取組を行い、荒廃農地や休耕田を減らし、ブロックローテーションの推進と水田の有効活用を図る。

毎年6月頃に現地確認を実施し、荒廃農地や休耕田の確認、食料用水稲ではなく畑作物のみを毎年生産し続けている水田がないか等、水田の利用状況等を把握し、畑作物の本格生産に取り組もうとする農家の経営転換に対し畑地化を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米の需給と米価の安定を図るため、生産数量の目安に沿った生産を継続する。

また、5月半ばの適期田植え等を継続するとともに、土壌分析に基づく適切な土づくりやJAと共同した「秋の田起こし運動」により1等米比率を高め、食味検査に基づく施肥改善と区分集荷により、高浜町産米の評価向上を目指す。

(2) 非主食用米

飼料用米

主食用米の需要の減少が見込まれる中、飼料用米を転作作物としての推進を図る。飼料用米の生産拡大にあたっては、地域特性に対応した多収性専用品種の導入推進を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

大麦については作業効率向上のための作付団地化を図り、大豆については地元加工グループとタイアップした形で契約栽培等を進めていく。また、排水対策や赤カビ防除を行い、安定した生産量を確保する。

(4) そば

そばについては、大麦＋そばの周年作を推進する。
必要に応じて排水対策を行い、安定した生産量を確保する。
また、収穫用コンバインを共同利用し、効率化を図る。

(5) 高収益作物

農家の所得向上を図るため、水田を活用した一寸ソラマメ、白ネギ、キュウリ、ブロッコリー、キャベツの他、ダイコン、ブドウ、ミディトマト、ナス等の作付に対し重点的に支援・推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	176.9	0	176.9	0	176.9	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	8.95	0	8.95	0	9.22	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	3.94	0	3.94	0	3.94	0
大豆	0.17	0	0.17	0	0.17	0
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	3.48	2.37	4.41	2.37	4.41	2.37
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	15.7	0	15.7	0	15.7	0
・野菜	2.06	0	2.06	0	2.06	0
・花き・花木	2.57	0	2.57	0	2.57	0
・果樹	4.84	0	4.84	0	4.84	0
・その他の高収益作物	6.23	0	6.23	0	6.23	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	白ネギ、ブロッコリー、 キャベツ、ブドウ	重点推進品目作付加算	実施作付面積	（R 5 年度） 0. 3ha	（R 8 年度） 0. 33ha
2	白ネギ、ブロッコリー、 キャベツ、ブドウ	安定生産支援加算・生 産拡大支援加算	実施作付面積	0. 3ha	0. 33ha
3	ミディトマト、キュウリ、 一寸ソラマメ、ナス	産地化支援加算	実施作付面積	0. 84ha	0. 92ha
4	そば（基幹作物） ※ただし 夏そばは対象外とする	そばの作付促進加算	実施作付面積	0. 62ha	2. 04ha
5	そば（二毛作） ※ただし夏 そばは対象外とする	二毛作助成加算	実施作付面積	1. 64ha	1. 8ha
6	ダイコン ※二毛作も含む	ダイコン作付助成	実施作付面積	0. 3ha	0. 33ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:

協議会名: 高浜町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	重点推進品目作付加算	1	12,500円 (上限単価 20,300円)	白ネギ、ブロッコリー、キャベツ、ブドウ	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする ○助成対象面積 各対象作物の作付面積が10a未満(果樹は5a未満)の場合を対象とし、県設定の「重点品目支援」の対象面積とする。
1	重点推進品目作付加算(二毛作)	2	12,500円 (上限単価 20,300円)	白ネギ、ブロッコリー、キャベツ、ブドウ	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする ○助成対象面積 各対象作物の作付面積が10a未満(果樹は5a未満)の場合を対象とし、県設定の「重点品目支援」の対象面積とする。
2	安定生産支援加算 生産拡大支援加算	1	700円 (上限単価 6,800円)	白ネギ、ブロッコリー、キャベツ、ブドウ	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする ○助成対象面積 各対象作物の作付面積が10a以上(果樹は5a以上)の場合を対象とし、県設定の「安定生産支援」の対象面積とする。
2	安定生産支援加算 生産拡大支援加算 (二毛作)	2	700円 (上限単価 6,800円)	白ネギ、ブロッコリー、キャベツ、ブドウ	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする ○助成対象面積 各対象作物の作付面積が10a以上(果樹は5a以上)の場合を対象とし、県設定の「安定生産支援」の対象面積とする。
3	産地化支援加算	1	12,500円 (上限単価 20,300円)	ミディトマト、キュウリ、一寸ソラマメ、ナス	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする ○助成対象面積 対象作物の県設定の「産地化支援」の対象面積
3	産地化支援加算(二毛作)	2	12,500円 (上限単価 20,300円)	ミディトマト、キュウリ、一寸ソラマメ、ナス	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする ○助成対象面積 対象作物の県設定の「産地化支援」の対象面積
4	そばの作付促進加算	1	21,000円 (上限単価 30,000円)	そば(基幹作物) ※ただし夏そばは対象外とする	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする ○助成対象面積 対象作物の作付面積とし、1a単位(1a未満は切り捨て)とする ○排水対策 排水溝を3～5m間隔で施工し、排水対策を行うこととする ○機械の共同利用 収穫用コンバインの共同利用を行うこととする。
5	二毛作助成加算	2	21,000円 (上限単価 36,500円)	そば(二毛作) ※ただし夏そばは対象外とする	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする ○助成対象面積 麦・飼料作物の後作とする。 対象作物の作付面積とし、1a単位(1a未満は切り捨て)とする ○機械の共同利用 収穫用コンバインの共同利用を行うこととする。
6	ダイコン作付助成	1	38,400円 (上限単価 50,000円)	ダイコン	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 対象作物の作付面積とし、1a単位(1a未満は切り捨て)とする。
6	ダイコン作付助成(二毛作)	2	38,400円 (上限単価 50,000円)	ダイコン	○助成対象者 対象作物を販売目的で生産する農家および集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 対象作物の作付面積とし、1a単位(1a未満は切り捨て)とする。
			※単価は実際の取組状況によって変動する。		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。